

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		危険物施設の設置・変更の許可
根拠条例・規則名		消防法
条 項		第 1 1 条 第 1 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話：048-833-7543)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	許可は、次の要件に適合するときに行うものとする。 (1) 法第 1 0 条第 4 項の技術上の基準に適合していること。 (2) 製造所、貯蔵所、又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 1 5 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	設置許可申請 2 0 日 変更許可申請 1 5 日
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 2 3 年 4 月 1 日最終改正
備 考		